

令和8年度 物流の脱炭素化(EV・FCトラック)促進補助金 公募要領

この補助金に申請するには、**事前に国の「商用車等の電動化促進事業(トラック)」の補助事業に申請**いただく必要があります。

1 補助事業の目的

ゼロエミッショントラック(以下「ZEVトラック※1」という。)及び電気自動車用充電設備(以下「充電設備」という。)の導入を支援することにより、ZEVトラックの導入促進を図り、府域における運輸部門の二酸化炭素排出量を削減することを目的とします。

※1 ZEVトラック:電気トラック(以下「EVトラック」という。)及び燃料電池トラック(以下「FCトラック」という。)のことをいう。

2 補助対象者

ZEVトラックを導入する予定があり、国補助金(※2)の申請を行った方は申請することができます。ただし、大阪府の他の同種の補助金の交付を重複して受ける者等は除きます。リースを活用する場合も申請可能です。(詳細は「7 リースを利用する場合」参照)

※2 環境省が実施する脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(トラック))[令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業 - 一般財団法人環境優良車普及機構](#)

3 補助対象車両等・補助対象経費

(1)補助対象車両等

補助金の交付の対象となる車両及び設備はZEVトラック、充電設備であって、次のすべての要件を満たすものです。

- ・国補助金の補助対象車両であること。
補助対象車両:[令和7年度補正予算 事業概要\(車両\) - 一般財団法人環境優良車普及機構](#)
- ・交付決定の日から原則令和9年1月15日までの間に、ZEVトラックの新車新規登録をするもの又は改造してZEVトラックとしての自動車検査証の交付を受けるもの若しくはEVトラックを充電するために導入されるものであること。
- ・自動車検査証における使用の本拠の位置が大阪府内にあること。
- ・新規に導入されるもの(中古品又は新古品ではないこと)
- ・FCトラックについては車両総重量8トン未満であること。
- ・充電設備については、EVトラックの導入と併せて導入するもので、事業者の大阪府内の敷地(事業所、営業拠点)等に設置するものであること。

(2)補助対象経費

本補助金の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、**本補助金の交付決定後に発注を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる以下の経費が対象となります。**

経費区分	内容
導入費	事業を行うために直接必要な補助対象車両等の導入に要する経費(※3)

【留意点】

※3 次の経費は補助対象外です。

- ・公租公課(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- ・振込手数料
- ・本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、運搬費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、業務費、事務費、撤去・処分費
- ・その他知事が導入費に該当しないと認める経費

4 補助金額・補助事業実施期間

本補助金の補助金額及び補助事業実施期間は次のとおりです。

(1)補助金額

補助対象車両等	補助金の額	補助上限金額※5
ZEVトラック	国補助金の1/4以内	EVトラック:200万円/台※6
充電設備※4		FCトラック:650万円/台

【留意点】

- ※4 ZEVトラックの補助金交付申請を行う場合に限りです。ただし、一基当たりの定格出力が90kw以上のものは除きます。
- ※5 1事業者(車両等をリースで取得する場合は共同申請者)あたりの補助金の上限は、2億5千万円とします。
- ※6 充電設備の補助額を含みます。

(2)補助事業実施期間

補助事業は、本補助金の交付決定日以降に実施してください。また、実績報告書の提出期限(令和9年2月26日(金))に間に合うように補助事業を完了してください。

5 主な補助要件

本補助金を受けていただくための主な要件は以下のとおりとなります。

- (1)補助対象車両等の発注及び支払いが、交付決定後であること。
- (2)補助対象車両等の導入及び支払いが実績報告の期限日までに完了すること。

6 応募方法

応募書類(※7)を **令和8年11月30日(月曜日)午後6時**までに 大阪府行政オンラインシステムで提出してください。大阪府行政オンラインシステムで申請できない方は御相談ください。

[大阪府行政オンラインシステム]

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/89114d6d-3461-4b77-bf4e-490a4294e3bb/start>



【留意点】

※**予算がなくなり次第、交付申請の受付を終了します。**

なお、申請書類に不足がある場合、正式に受理できません。申請書類一式を揃えていただいた方から順に受理しますので、よく御確認のうえ申請してください。

※予算が超過した日に複数の申請があった場合は、抽選を行い、受理する順番を決定します。

※補助金の交付申請額の合計が予算の額を超える申請については、当該申請者と協議を行う場合があります。

[応募書類(※7)]

- 01- 補助金交付申請書(第1号様式および別紙※8)
- 02- 国補助金の交付決定通知書の写し(※9)
- 03- 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(発行日から3か月以内もの)
- 04- 納税証明書(国税及び府税に未納がないことが証明できるものであって、発行日から3か月以内のもの)の写し(※10)
- 05- 見積書の写し
- 06- 車両等の性能が分かる仕様書、カタログ等
- 07- 通帳(補助金の振込先(名義、口座番号)を記載した箇所)の写し
- 08- (リースを利用する方)リース料金の設定根拠資料及びリース会社と申請者との契約書案
- 09- (個人事業主の方)本人確認書類(免許証の両面、健康保険証、住民票等)の写し
- 10- (充電設備導入の方)設置予定場所の概要(位置図、写真等)

【留意点】

- ※7 補助金交付要綱及び応募書類等の様式は、次のホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kotsukankyo/haigasu/evtruck.html>
- ※8 別紙②は、充電設備を補助申請する場合、提出してください。
- ※9 申請時において国の補助事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類(補助金交付申請書等)の写しを添付し、決定後速やかに交付決定通知書の写しを提出してください。なお、複数台まとめて申請された場合は、該当車両の補助金額がわかるもの(交付申請書等)を添付してください。
- ※10 国税の納税証明書については、中小企業者や各法人・団体は「その3の3」を、個人事業主は「その3の2」を提出してください。府税については、「未納のない証明書」(※徴収金の種類は、全税目で請求してください。)を提出してください。なお、非課税であっても、いかなる申請者も国税及び府税ともに納税証明書の提出が必要です。

7 リースを利用する場合

ZEVトラックをリースにより導入する場合は、以下の点に留意してください。

- (1) 車両使用者とリース事業者等が共同申請を行い、リース事業者を代表事業者、車両使用者を共同申請者としてください。
また、充電設備をリースで取得する場合で、車両のリース事業者と異なる場合は、充電設備のリース事業者を代表事業者、充電設備使用者を共同申請者とした申請書を別途作成し、車両申請書と併せてご提出してください。(ZEVトラックの交付決定後に充電設備の申請はできません。)
- (2) 共同申請者においても、応募書類として、以下書類を提出する必要があります。
 - 01- 補助金交付申請書(第1号様式別紙③-1、別紙③-2、別紙④)
 - 02- 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(発行日から3か月以内もの)
 - 03- 納税証明書(国税及び府税に未納がないことが証明できるものであって、発行日から3か月以内のもの)の写し
- (3) リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示してください。
- (4) 同一事業において、設備購入とリースを併用できません。
- (5) 補助対象車両等を、以下の期間、継続的に使用する契約としてください。なお、期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は可とします。

財産の種類及び耐用年数期間

財産の種類	耐用年数期間
ZEVトラック	<ul style="list-style-type: none"> ・運送事業用又は貸自動車業用のもので、自動車検査証に記載されている最大積載量が2トン以下:3年 ・運送事業用又は貸自動車業用のもので、自動車検査証に記載されている最大積載量が2トン超:4年 ・一般用のもの:5年
充電設備	6年

8 その他注意事項等

- (1)本補助金の交付決定者に関する情報のうち、法人名(個人事業主は商号又は屋号)、EVトラックまたはFCトラックであること、その台数(充電設備を含む)等を大阪府ホームページにて公表します。
- (2)審査の結果、補助金交付申請額を減額して交付決定を行う場合があります。
- (3)個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、個人情報や機密情報が漏洩・滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、法律・条例の規定に基づき、利用目的の範囲内のみ利用し、目的外の利用をすることはありません。
- (4)必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

9 交付決定後の留意点

- (1)本補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。補助事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。
- (2)事業内容を変更(事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く。)しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (3)補助事業実施期間中における補助事業の中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (4)本補助金の申請の取下げは、原則、交付決定を受けた日から10日以内に交付申請取下承認申請書(第6号様式)を提出することにより行うことができます。
- (5)補助事業の適正な執行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めるほか、現地にて帳簿書類や補助事業の実施状況等を確認することがあります。
- (6)補助事業実績報告書は、補助事業が完了した翌日から30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに御提出ください。**
- (7)最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を審査した上で決定します。審査の結果、交付決定額を減額して実際の補助金交付額を確定することがあります。また、実際の補助金交付額が交付決定額を上回ることはありません。
- (8)本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。
- (9)本補助金により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合又は知事が定める期間(「7 リースを利用する場合」の表に記載の期間)前に処分する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (10)本補助金でZEVトラックを導入した方は、次の事項について協力していただく必要があります。
 1. 災害時等においてZEVトラックを活用すること
 2. 当該 ZEVトラックを導入した日の属する年度の終了後5年間、第 11 号様式による利用実績報告書を各年度の終了後 30 日以内に提出すること

10 問合せ先

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループ

所在地:大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22 階

電話番号:06-6210-9586 ファクシミリ番号:06-6210-9259

E-mail : datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp